

国・地方自治体・福祉等の分野における  
法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会運営要領

〔平成25年10月11日〕  
法曹有資格者の活動領域の拡大に  
関する有識者懇談会決定

- 1 国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会（以下「分科会」という。）は、座長が招集する。
- 2 座長は、分科会の議事を整理する。
- 3 座長は、座長代理を指名することができる。座長代理は、座長が欠席の場合にその職務を代理する。
- 4 前3項に定めるもののほか、分科会の運営に関する事項は、分科会の座長が定める。

以上